

○北信保健衛生施設組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

	(昭和 44 年 4 月 1 日 条例第 4 号)
改正	昭和 50 年 3 月 27 日 条例第 1 号
	昭和 56 年 3 月 31 日 条例第 1 号
	昭和 60 年 3 月 29 日 条例第 1 号
	平成 2 年 3 月 30 日 条例第 1 号
	平成 4 年 3 月 30 日 条例第 4 号
	平成 13 年 3 月 30 日 条例第 2 号
	平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号
	平成 18 年 1 月 12 日 条例第 2 号
	平成 20 年 3 月 31 日 条例第 2 号
	平成 21 年 3 月 30 日 条例第 1 号

(報酬)

第 1 条 議会の議員の議員報酬は、別表第 1 のとおりとする。

2 議会の議員以外の特別職の職員で非常勤の者の報酬は、別表第 2 のとおりとする。

3 報酬が年額で規定されている者が、その年度途中で就職した場合はその当月分から、退職、辞職若しくは失職又は死亡した場合にはその当月分まで、月割により報酬を支給する。

(費用弁償)

第 2 条 特別職の職員が、公務のため旅行したときは、その旅行については、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、中野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（平成 17 年中野市条例第 51 号）の例による。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、中野市職員の旅費に関する条例（平成 17 年中野市条例第 56 号）の例による。

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月12日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条関係）

職 名	議 員 報 酬
議 長	年額 13,100 円
副 議 長	年額 12,400
議 員	年額 9,600

別表第2（第1条関係）

職 名	報 酬
監査委員	議会議員のうちから選任された委員 日額 4,800 円
	識見を有する者の中から選任された委員 日額 7,000
その他の特別職の職員	予算の範囲内において他の職員との権衡を考慮して任命権者が別に定める額